

令和7年度みやま市地域密着型サービス事業者
募集要領

- 認知症対応型共同生活介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所

令和6年10月
みやま市

1. 指定にあたっての考え方

「地域密着型サービス」は、高齢者の方々が介護の必要な状態になっても、引き続き住み慣れた地域の中で生活を継続できるようにするためのサービスです。また、サービス事業者の指定は、みやま市が行います。

みやま市では、「第9期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、施設整備を進めています。地域密着型サービスの指定を円滑に進めるために、指定に先立ち、開設希望事業者の応募受付後、書類審査、プレゼンテーションを行い、その結果を踏まえ、「みやま市介護保険運営協議会」の意見等に基づき「指定予定事業者」の選定を行います。選定された事業者と事前協議の後、実際の指定準備が滞りなく整ったことを確認した上で、正式な事業者指定申請受付と事業者指定を行うこととします。

2. 令和7年度地域密着型サービスの募集内容

今回募集する事業所は、次のとおりとします。

- 認知症対応型共同生活介護 1事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護 1事業所

3. 整備補助の考え方

施設整備等についての補助は、福岡県地域密着型施設等整備補助金の「地域密着型サービス等整備助成事業」「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」を予定しております。「福岡県地域密着型施設等整備補助金交付要綱」及び「みやま市地域密着型施設等整備補助金交付要綱」等で、今回の施設整備等は補助事業であることをご理解いただきますようお願いいたします。

※補助金交付予定額（上限額）

- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所
 - 地域密着型サービス等整備助成事業 31,680 千円
 - 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 7,119 千円
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 地域密着型サービス等整備助成事業 31,680 千円
 - 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 7,119 千円

◎上記補助金交付予定額は、あくまで現時点での額ですので今後変更の可能性があります。資金計画書作成には当該予定額を活用していただきますようお願いいたします。

4. 応募要件

(1) 法人であること。

※新たに法人を設立予定である場合は、設立までの具体的な見込みをご提示願います。

(2) 施設を整備する土地・建物は、設置者が所有権を有すること。

※所有権を有しない場合は、添付資料（土地・建物を借りる場合は、賃貸契約書等及び賃料等の支払の確認ができる書類）をご提出ください。また、応募の段階では所有権を有していなくても売買等により取得予定の場合は、そのことが確実であると思われる書類（条件付契約書等）をご提出ください。

- (3) 令和8年3月31日までに整備が完了すること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- (5) みやま市暴力団排除条例の規定に抵触しないこと。
- (6) 地方自治法第167条の4の規定による制限を受けるものでないこと。
- (7) みやま市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 運営する法人及び法人の代表者並びに法人の役員について、国税、県税、市税、介護保険料、社会保険料、労働保険料及び公共料金等を滞納していないこと。

※応募の際は、各法令等で手続き（規制の除外、許可等）が必要か否か確認してください。法規則に関し、規制に該当しないことの確認が取れない、又は疑義が生じているという事業所については、選定対象外となる可能性がありますのでご注意ください。（各法令…建築基準法、消防法、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、土砂災害関係法律、労働基準法、労働安全衛生法その他施設整備及び地域密着型サービス事業運営に関する法律等）

5. 提出書類

- (1) 下記の書類を提出してください。
 - ①地域密着型サービス事業応募申込書（様式1）
 - ②事業参画の理念及び運営方針（様式2）
 - ③財務状況（直近の決算書等）
 - ④定款、寄付行為（写し）
 - ⑤開設予定地の状況（様式3）
※位置図、現況写真等を添付
 - ⑥開設予定地の登記簿謄本
 - ⑦開設予定地で事業を開始できる旨の書類（地域住民及び隣接地権者・住人に対し、説明経過と了承の有無を記載した書類）（参考様式1及び参考様式2-1、2-2）
※地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民が十分に理解し協力が得られる状態であることが重要です。
 - ⑧事業所の平面図及び竣工までの工程がわかる書類（任意様式）
※法規制の除外等を含む。
 - ⑨誓約書（様式4-1及び様式4-2）
※法人の役員（業務執行社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相

談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し前述の者と同等の支配力を有すると認められる者を含む。)及び事業所を管理する者について記入してください。

⑩資金計画書（任意様式）

※土地取得費、建設費等の施設整備費及び事業運営に係る概ね 1 年間の資金についての計画書。また、財源については根拠がわかる資料を提出してください。

⑪プレゼンテーション連絡票

※プレゼンテーションに出席される方、方法について記入してください。なお、出席者は、実際の事業運営に携わる方をお願いします。

(2) 提出部数は、A4 判（平面図は A3 判でも可）でファイリングしたものを 2 部（正本 1 部、副本 1 部）。副本については正本をそのままコピーしたもので構いません。原本証明は不要です。

※提出書類は、番号入り仕切紙（インデックス）を挟み、書類番号ごとに分けて綴り提出してください。

6. 応募受付期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 7 年 1 月 31 日（金） 17 : 00 まで

※持参してご提出ください。期間を過ぎてからの受付は行いません。

※市が追加資料を求めた場合は、指定した日時までに提出をお願いします。

7. 指定予定事業者の選考方法

指定予定事業者の選定は、書類審査及びプレゼンテーションを行い、それらの結果を踏まえ「みやま市介護保険運営協議会」の意見等に基づき決定します。

開設希望の応募手続きは、原則年 1 回とします。ただし、応募がない場合及び指定予定事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

(1) 書類審査

※提出された関係書類により資格等を審査します。

(2) プレゼンテーション

※必ず連絡票を提出してください。

本事業に対する考え方、理解度等を総合的に評価し審査します。

・日程：**令和 7 年 2 月 19 日（水）から令和 7 年 2 月 21 日（金） 予定**

※日時や会場等につきましては応募締切後に個別に連絡いたします。

プレゼンテーションしていただく内容は、「基本方針・運営方針に関すること」「事業所の特徴に関すること」とし、持ち時間は 45 分以内をお願いします。

※プレゼンテーション方法は特に問いません。

(3) 審査基準

「基本方針・運営方針に関すること」

- ・応募理由
- ・法人の経営理念及び事業所の基本方針
- ・利用者への情報提供・情報公開、一人ひとりへのサービス提供
- ・サービスの質の向上策及び職員の育成・職場環境
- ・利用者の尊厳の保持
- ・苦情解決、事故発生、衛生管理、非常災害時の対策
- ・地域密着型としての地域（住民）との連携や支援

「事業所の特徴に関すること」

- ・ハード面
- ・ソフト面

(4) 審査結果の通知

※審査の結果は、後日文書で通知します。

(5) 事業予定者の公表等

※応募の概況及び決定した指定予定事業者名は、公表することがあります。

8. その他留意事項

- (1) 応募書類の提出をもって、公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 提出書類等は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 応募に伴う書類の作成や郵送等に係る費用等は、すべて事業者の負担となります。
- (4) 応募に際して不正行為を行った場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 今回の応募内容に関し、疑義がある場合（施設整備及び地域密着型サービス運営事項についての確認書類不足、補足説明不足等）は、選定対象外となる可能性がありますのでご注意ください。
- (6) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認めた場合、失格とします。
- (7) 書類提出後、「指定予定事業者」の選考前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、辞退届（任意様式）を提出してください。選定後の辞退は、本市の事業計画に大きな支障を来たすこととなりますので、確実に事業が実施できる見込みをもって応募していただきますようよろしくお願いいたします。
- (8) 「指定予定事業者」となられた場合、今回の選定の経過等から、応募内容に関して変更できない場合がありますのでご注意ください。
- (9) 公募に関する応募状況、審査状況等については一切回答できません。

□問い合わせ先及び書類の提出先

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地

みやま市保健福祉部介護支援課介護保険係（みやま市役所本庁 1 階）

TEL : 0944-64-1555 FAX : 0944-64-1601 Mail : kaigo@city.miyama.lg.jp

【問い合わせについて】

メール又はファックスにより問い合わせさせていただきますようお願いします。また、相談等で来庁される場合は、必ず事前連絡の上、日時の予約をお願いします。